

○福岡県警察の巡査長に関する訓令の運用について（概要）

（昭和 42 年福警務内訓第 6 号）

この内訓は、巡査長に関する規則(昭和 42 年国家公安委員会規則第 3 号)及び福岡県警察の巡査長に関する訓令(昭和 42 年福岡県警察本部訓令第 15 号)の制定に基づき、訓令の運用について必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 巡査長の設置
- 巡査長の行う職務
- 巡査長の任用
- 巡査長に充てる巡査に対する教養
- 班長等との関係
- 巡査長の呼称

などの項目からなっている。